

諮問庁：地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長

諮問日：令和 5 年 8 月 31 日（諮問第 77 号）

答申日：令和 6 年 2 月 16 日（答申第 77 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 2 月 27 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号。）第 16 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「介護保険 独立行政法人 裁判所提出用 主治医意見書に腓骨切断分断を記載しない理由」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、同年 3 月 6 日付け北九病八経第 284 号により地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

処分庁でもレントゲンを撮影しており、処分庁は 2012 年 8 月 2 日のレントゲンを含めた医療情報を取得しているのだから、保有していないという主張は虚偽である。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 要介護認定のために作成する主治医意見書は、要介護認定を行う際の資料という目的を踏まえ、要介護認定を受けるにあたり生活機能低下の直接の原因となっている傷病名、投薬内容、その他医学的な意見を記載している。
- (2) そのため、主治医意見書には、疾病や負傷の状況として記載の必要のある両変形性膝関節症を診断名として記載しており、記載する必要のない腓骨の骨切りについては記載していない。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 5 年 9 月 4 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 1 0 月 2 日 審議
- ③ 令和 5 年 1 1 月 1 6 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 1 月 1 9 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 6 年 2 月 1 3 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、要介護認定のための主治医意見書に腓骨切断の事実を記載しなかった理由が書かれた書類である。

2 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 処分庁は、要介護認定のために作成する主治医意見書は、要介護認定を行う際の資料という目的を踏まえ、要介護認定を受けるにあたり生活機能低下の直接の原因となっている傷病名、投薬内容、その他医学的な意見を記載しているため、主治医意見書には、疾病や負傷の状況として記載の必要のある両変形性膝関節症を診断名として記載しており、記載する必要のない腓骨の骨切りについては記載していないと主張する。

この点、要介護認定のための主治医意見書という性質を鑑みると、介護サービスを必要とする審査請求人の身体状況を示すにあたって不要な情報と判断して、腓骨切断の事実を記載していなくても、特段、不合理、不自然であるとは認められない。

- (2) よって、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報が存在するとは認められず、他に存在することがうかがわれる事情も存しないことから、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

3 審査請求人の主張について

当審査会は、北九州市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示決定等に
係る審査請求について、審査庁から諮問を受けて事案の調査審議を行った上で答
申を行うこととされており、ここでいう具体的な審議内容は、保有個人情報の開示
又は不開示の適否についてである。

この点、審査請求人は、処分庁は審査請求人の医療情報を取得しているのだから、
処分庁の主張は虚偽であると主張しているが、このような主張は当審査会の審議
対象ではないことを申し添える。

4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認
められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子